

添付法令資料 3 :

海域における堆積物の管理に関する2023年政令No.26の施行令に関する
2023年10月16日付インドネシア共和国海洋・漁業大臣規則No.33 (目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 計画 (第 5 条ないし第 16 条)
- 第 3 章 管理 (第 17 条及び第 18 条)
- 第 4 章 利用 (第 19 条ないし第 30 条)
- 第 5 章 海域における堆積物管理の報告、モニタリング及び評価の実施手続
 - 第 1 節 海域における堆積物管理の報告の実施手続 (第 31 条及び第 32 条)
 - 第 2 節 海域における堆積物利用のモニタリング及び評価の実施手続 (第 33 条ないし第 37 条)
- 第 6 章 雑則 (第 38 条ないし第 41 条)
- 第 7 章 終則 (第 42 条及び第 43 条)